

よくある質問

分類	No.	質問	回答
申請について	1	応募が補助金予算額を上回った場合はどうなりますか。	応募申請内容を県で確認し、審査に通過した団体に採択・交付決定します。
	2	先着順で採択されますか。	いいえ。締切後に書類審査を行います。
	3	紙の書類で郵送による申請はできますか。	オンライン回答フォームでの申請になります。
	4	申請フォームで入力した回答内容が確認できません。	一度送信してしまうと回答内容が確認できなくなります。送信前に一時保存して回答内容のスクリーンショット等で保存ください。また、応募受付後、県のほうから入力済みの様式のコピーを送付いたします。
	5	申請主体については、支部単位でも可でしょうか。	支部単位で実施する特段の理由があれば可とします。
	6	店舗を持たないタクシーや運転代行等の参加店舗数の数え方について教えてください。	店舗型ではないタクシーや代行運転業等は、法人事業者数ではなく、営業所・事業所単位でのカウントすることが可能です。
	7	募集要領3（2）参加店舗の「その他知事が認めるもの」とは、どういった産業分類の店舗又は事業所でしょうか。	建設業関連（リフォームや工事など）、物品賃貸業（レンタカー、レンタルショップ）冠婚葬祭関連業、自動車整備業等を想定しています。 ※対象となるかどうか疑義が生じる店舗や事業所等がありましたらお問い合わせください。
	8	募集要領3（1）補助対象者③・⑥に定められている中小企業の定義を教えてください。	中小企業基本法第2条第1項第1号から第4号で規定する中小企業者とします。
	9	商工会等が申請する場合で、商店街を対象とした事業計画である場合の上限額はいくらになりますか。	「商店街等」の上限額を適用し、「参加店舗数×20万円又は700万円のうちのいずれか低い額」となります。なお、複数の商店街等が合同で実施する場合は「参加店舗数×20万円、団体数×700万円又は2,000万円のうちのいずれか低い額」となります。
	10	紙商品券・クーポンと電子商品・クーポンはどちらも実施可能でしょうか。	併用可能です。 ※ただし、要綱に定める補助上限額が増加する訳ではございません。
経費について	1	経費申請には消費税を含めますか。	課税事業者は消費税抜きで申請可能です。消費税含めて申請も可能ですが、後日税確定後に消費税分の補助金の返納手続きが発生する場合があります。
	2	県外業者への発注は可能ですか。	別紙（「佐賀県ローカル発注促進要領」）のとおり可能な限り県内事業者をご活用ください。県外利用者を利用する場合は理由書のご提出が必要となります。（「佐賀県ローカル発注促進要領」内の様式参照） A：入札または見積書の提出を依頼し、県外企業と契約をする場合…様式1, 2 B：単一事業者との随意契約の場合…様式1 C：県内元請が県外下請に対して業務契約を締結する場合…様式3
	3	余剰金の取扱はどのようにすればよいですか。	商品券を購入した方が購入済みの商品券を結果的に使用しなかった場合、商品券発行事業者において、使用されなかった商品券の販売額から、プレミアム分を除いた金額が、経理上の「雑収益」に計上・留保されることが想定されます（以下この留保される金額を「余剰金」といいます。）。 余剰金については、県として返還を求めるものではないのですが、個人消費を喚起するという本事業の趣旨を踏まえ、各団体において実施される消費喚起の取組等に活用するなど、住民に理解の得られるような適切な取扱いをお願いします。
	4	紙商品券・クーポン、電子商品・クーポンの両方を実施する場合、事務費の上限はどのような適用となりますか。	商品券発行総額の10%、クーポン券総額の50%となります。
事業について	1	申請者の組合員、会員以外の店舗や事業所を参加店舗とすることはできますか。	申請者が組合員、会員以外の参加を認める場合は参加店舗とすることが可能です。
	2	プレミアム付き商品券のプレミアム率について独自上乘せすることは可能ですか。	可能です。
	3	クーポン券について、支払い時クーポン券を利用した場合に次回使えるクーポン券を配布することは可能ですか。	支払額からクーポン券利用額を除いて、クーポン券を渡すことは可能です。
	4	市町等が発行する商品券と併用することはできますか。	市町等が発行する商品券の約款等をご確認ください。当該約款に特段の定めがない場合、市町等が発行する商品券と自らが発行する商品券を同時に使用することは可能です。ただし、市町等が発行する商品券を使用した支払額に基づき、クーポン券を発行することはできません。
	5	事業実施中に参加店舗の増や変更は認められますか。	要領に記載の通り、参加店舗の増や変更は認められますが、交付決定後に増額申請はできません。
	6	概算払は可能ですか。	交付決定後、交付決定額の1/2まで必要に応じて可能です。 1/2以上必要な場合は事業執行状況を確認したうえでお支払いいたします。
	7	募集要領の最終頁に販売帳簿・利用帳簿の作成について記載がありますが、作成必須で事業報告時に提出が必要でしょうか。	作成必須です。事業報告時に提出の必要はありませんが、換金時に確認の上お支払いをお願いします。ただし、換金状況報告書との整合確認や会計監査等により提出や閲覧を求める場合がありますので、適切な資料保管をお願いします。